

# 適合証明業務フロー(中古一戸建て等)

## 【申請者】

### (対象となる住宅)

一戸建て等:一戸建て、連続建て、重ね建て、地上階数2以下の共同建て

居住要件 1:次のいずれかに該当する住宅

1. 建築後2年を超えたもの
  2. 建築後2年以内の場合は、今までに人が住んだことがあるもの
- 規格:2以上の居住室(食事室を含む)、台所、トイレ、浴室がある住宅  
規模:床面積が70㎡以上の住宅

- 1 居住要件における築後年数とは、検査済証交付日又は新築年月日(表示登記における新築時期)から借入申込み日までの年数をいう。

### (提出する書類)

(全ての方が提出する書類)

中古住宅適合証明申請書(フラット35・財形住宅融資)(第一面)[適既工第1号書式]

中古住宅適合証明申請書(フラット35・財形住宅融資)(第二面)[適既工第1号書式]

中古住宅適合証明申請書類チェックリスト(フラット35・財形住宅融資)[適既工第2号書式]

建物登記事項証明書の写し

敷地面積が確認できる書類

(土地の登記事項証明書の写し、確認済証の添付書類など)

建築確認日が確認できる書類

(確認済証の写し、検査済証の写しなど)

建築確認日が昭和56年5月31日以前(新築時期(「表示登記の原因及びその日付」に記載された日)が昭和58年3月31日以前)の場合は、耐震評価基準等による判定を行うため別途図面等の提出が必要となります。

物件の概要が確認できる書類

(確認済証の添付書類、竣工図の写し、販売図面など)

(住宅の構造が「木造の住宅」に該当する場合)

設計図書(耐久性基準が確認できる書類)

調査に必要な書類がない場合は、以下の事項を満たしていることを確認して申請してください。

- a 基礎の高さが、地面から40cm以上であること
- b 小屋裏換気口が設けられていること
- c 小屋裏点検口その他小屋裏に通じる開口部が設けられていること
- d 床下点検口その他床下に通じる開口部が設けられていること

(住宅の構造を住宅メーカー等に確認した場合)

中古住宅構造確認書

(併用住宅の場合)

設計図書(住宅部分及び非住宅部分の位置及び面積が確認できる書類)

中古住宅物件調査申請

引受承諾書  
請求書

質疑

訂正

現場立会い

中古住宅適合証明書(フラット35・財形住宅融資)[申請者用]  
[適既工第3号書式]  
中古住宅適合証明書(フラット35・財形住宅融資)[金融機関提出用]  
[適既工第4号書式]  
中古住宅物件調査概要書(フラット35・財形住宅融資)[一戸建て等用]  
[適既工第7号書式]

## 【まちづくりセンター】

引受事務

引受決裁

[事務担当]

[決裁者]

書類審査実施

[検査担当]

現地調査実施

[検査担当]

中古住宅適合証明書の  
交付

[事務担当]

交付決裁

[決裁者]

